

国税の納付手続

品川青色申告会でお手続きが可能な方法です！



振替納税

納税者ご自身名義の預貯金口座からの引落としにより、
国税を納付する手続です。



《便利に利用できる方》

- ✓ 申告所得税や消費税(個人)の確定申告書を毎年提出する必要がある方



《納付手続に必要なもの》

- ✓ 振替依頼書



《ご利用に当たっての注意事項等》

- ✓ 手数料……不要です。
- ✓ 領収証書……発行されません。



《ご利用が可能な税金の種類等》

- ✓ 利用可能税目……申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)
- ✓ 利用可能額……制限はありません。

✿納付手続✿

① 振替依頼書の提出(書面提出)

振替納税をご利用される国税の納期限までに、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(振替依頼書)を作成の上、納税地を所轄する税務署又は振替依頼書に記載した金融機関へ提出してください。

② 振替依頼書の提出(オンライン提出)

パソコン及びスマートフォンから e-Tax(Web 版・SP 版)にログインし、入力画面に沿って必要事項を入力し、振替依頼書を送信してください。

振替依頼書は、納税者ご自身名義の預金口座のみご利用できます。(ご自身以外の預金口座を利用することはできません。)

なお、振替依頼書のオンライン提出は、システム事業者及び金融機関の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。

③ 振替納税口座の変更・解約

税務署に依頼済の振替納税口座の変更を希望する場合は、新たに振替依頼書を提出してください。

また、解約を希望する場合は、所轄の税務署へご連絡ください。

○ 口座引落日(振替日)及び預貯金残高の確認

振替納税を希望する国税の振替日を確認し、振替日の前日までに預貯金口座の残高を確認してください。

なお、振替納税による口座引落としができなかった場合は、法廷納期限の翌日から延滞税がかかることとなりますので、預貯金残高や振替納税口座から他の公共料金の引落としがないか等を必ずご確認ください。



主な国税の納期限(法定納期限)及び振替日はこちら

品川青色申告会でお手続きが可能な方法です！



窓口納付

金融機関又は所轄の税務署の窓口で、
現金に納付書を添えて国税を納付する手続です。



《便利に利用できる方》

- ✓ 他の納付方法で納付ができない方



《納付手続に必要なもの》

- ✓ 納付書(金融機関の窓口で納付する場合)



《ご利用に当たっての注意事項等》

- ✓ 手数料……不要です。
- ✓ 領収証書……発行されます。(領収書が必要な方は、窓口納付をご利用ください。)
- ✓ 金融機関又は税務署の窓口での納付にクレジットカードはご利用できません。



《ご利用が可能な税金の種類等》

- ✓ 利用可能税目……全ての税目
- ✓ 利用可能額……制限はありません。

✿納付手続✿

① 納付書の入手

金融機関の窓口で納付する場合には、事前に納付書をご用意してください。

納付書(一般用)は金融機関の窓口にも備え付けておりますが、金融機関等においては在庫がない場合等がありますので、その場合は所轄税務署へご連絡ください。

なお、コンビニエンスストアでの納付に使用するバーコード付納付書もご利用できます。

② 窓口での納付手続

現金に納付書を添えて金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。



利用可能な金融機関はこちら
(「歳入代理店一覧」でご確認ください。)

国税の納付手続

品川青色申告会でお手続きが可能な方法です！



コンビニ納付 (QRコード)

自宅のパソコン等で作成したQRコードを使用し、
国税庁長官が指定した納付受託者(コンビニエンスストア)へ
納付を委託することにより国税を納付する手続です。



《便利に利用できる方》

- ✓ 金融機関や税務署が近隣にない方
- ✓ インターネットに接続できるパソコン等をお持ちの方



《納付手続に必要となるもの》

- ✓ コンビニ納付用QRコード



《ご利用に当たっての注意事項等》

- ✓ 手数料……不要です。
- ✓ 領収証書……発行されません。(払込金受領証は発行されます。)
- ✓ コンビニエンスストアの窓口での納付にクレジットカード、電子マネーはご利用できません。

《ご利用が可能な税金の種類等》

- ✓ 利用可能税目……全ての税目(ただし、所得税徴収高計算書により
源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。)



- ✓ 利用可能額……30万円以下
- ✓ 利用可能なコンビニエンスストア
……ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)
ファミリーマート(「マルチコピー機」端末設置店舗のみ)

✿納付手続✿

注意

セブンイレブンではお支払いできません！！

① QRコードの作成

事前にQRコードを作成する必要があります。QRコードは、「確定申告書等作成コーナー」、「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」及び e-Tax※で作成することができます。

※ e-Tax で送信した申告等データの納税額が 30 万円以下の場合、送信後にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知からQRコードを印字した書面を出力することができます。

② 窓口での納付(委託)手続

コンビニエンスストアのキオスク端末に事前に作成したQRコードを読み込ませると、バーコード(納付書)が出力されます。出力されたバーコード(納付書)に現金を添えてコンビニエンスストアの窓口で納付(委託)してください。



コンビニ納付(QRコード)の詳細な説明、
QRコード作成はこちら

コンビニ納付 (バーコード)

税務署から送付又は交付されたコンビニ納付専用のバーコード付納付書を使用し、国税庁長官が指定した納付受託者(コンビニエンスストア)へ納付を委託することにより国税を納付する手続です。



《便利に利用できる方》

- ✓ 金融機関や税務署が近隣にない方
- ✓ 税務署からバーコード付納付書の送付を受けられた方



《納付手続に必要なもの》

- ✓ バーコード付納付書



《ご利用に当たっての注意事項等》

- ✓ 手数料……不要です。
- ✓ 領収証書……発行されません。(払込金受領証は発行されます。)
- ✓ コンビニエンスストアの窓口での納付にクレジットカード、電子マネーはご利用できません。

《ご利用が可能な税金の種類等》

- ✓ 利用可能税目……全ての税目(ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。)
- ✓ 利用可能額……バーコード付納付書 1 枚につき 30 万円以下
- ✓ 利用可能なコンビニエンスストア……右のバーコードよりご覧ください。



✿納付手続✿

① バーコード付納付書の入手

事前にバーコード付納付書をご用意してください。なお、バーコード付納付書は、次のような場合に税務署から送付又は交付しています。

- イ) 確定した税額を期限前に通知する場合(所得税の予定納税等)
 - ロ) 督促・催告を行う場合
 - ハ) 賦課課税方式による場合(各種加算税等)
- 二) 確定した税額について、納税者から納付書の発行依頼があった場合

※ 所得税等の確定申告をされる方で、コンビニ納付(バーコード)を希望される方は、申告書の提出時にその旨をお伝えください。なお、バーコード付納付書は、税務署で初めて申告される方の場合や混雑状況等により、発行までに相当のお時間がかかる場合があります。

② 窓口での納付(委託)手続

現金にバーコード付納付書を添えてコンビニエンスストアの窓口で納付(委託)してください。

国税の納付手続

ダイレクト納付

e-Tax により申告書等を提出した後、納税者ご自身の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落としにより国税を電子納付する手続です。

《便利に利用できる方》



- ✓ e-Tax で申告等をされている方
- ✓ 源泉所得税を納めている方(源泉徴収義務者)など、頻繁に納付手続をされている方
- ✓ 日付を指定して納付をされたい方

《納付手続に必要なもの》



- ✓ e-Tax の開始届出書
- ✓ ダイレクト納付利用届出書

《ご利用に当たっての注意事項等》



- ✓ 手数料……不要です。
- ✓ 領収証書……発行されません。
- ✓ 納付書……ダイレクト納付をご利用される場合、確定申告用の納付書は送付されません。

《ご利用が可能な税金の種類等》



- ✓ 利用可能税目……全ての税目(ただし、送信データによりご利用できない税目があります。)
- ✓ 利用可能額……ご利用される金融機関によって利用可能額が異なります。
- ✓ 利用可能時間……e-Tax の利用可能時間内、かつ、

ご利用される金融機関のシステムが稼働している時間

✿納付手続✿

- ① e-Tax の利用開始手続
 - ② 納税用確認番号等の登録
 - ③ ダイレクト納付利用届出書の提出(書面届出)
書面届出／オンライン提出※個人の方のみ
 - ④ ダイレクト納付利用可能のお知らせの確認
- ※ ダイレクト納付口座の変更、取りやめも可能です。

○ 予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日と納付金額等をダイレクト納付画面により登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付(予納)することができます。

○ 分割納付(既に納期限を経過している場合)

ダイレクト納付を利用している方であれば、e-Tax に登録をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができます。一度の登録で約 12 か月後の日付まで納付予定日を指定することができます。

ダイレクト納付の詳細はこちら



インターネットバンキング等 からの納付

インターネットバンキングやATM等により
国税を電子納付する手続です。



《便利に利用できる方》

- ✓ e-Tax で申告等をされている方
- ✓ インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方



《納付手続に必要なもの》

- ✓ e-Tax の開始届出書
- ✓ インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約



《ご利用に当たっての注意事項等》

- ✓ 手数料……不要です。(ただし、利用のための手数料がかかる場合があります。)
- ✓ 領収証書……発行されません。



《ご利用が可能な税金の種類等》

- ✓ 利用可能税目……全ての税目(ただし、納税手続方法によりご利用できない税目があります。)
- ✓ 利用可能額……ご利用される金融機関によって利用可能額が異なります。
- ✓ 利用可能時間……e-Tax の利用可能時間内、かつ、
ご利用される金融機関のシステムが稼働している時間

✿納付手続✿

① インターネットバンキング等の口座開設

あらかじめ利用可能な金融機関をご確認の上、インターネットバンキング口座又はモバイルバンキング口座を開設してください。

② e-Tax の利用開始手続

事前に e-Tax の利用開始手続をしてください。

なお、所得税徴収高計算書及び納付情報登録依頼の送信を利用する場合は、電子証明書は必要ありません。



インターネットバンキング等からの納付の詳細はこちら



利用可能な金融機関はこちら

国税の納付手続

クレジットカード納付

インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納税受託者へ、国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する手続です。



《便利に利用できる方》

- ✓ インターネットに接続できるパソコン等をお持ちの方
- ✓ クレジットカードを利用されている方



《納付手続に必要となるもの》

- ✓ クレジットカード



《ご利用に当たっての注意事項等》

- ✓ 手数料……納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ✓ 領収証書……発行されません。
- ✓ 「国税クレジットカードお支払いサイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- ✓ 納付手続の完了後、その納付手続により納付済となった国税については、納税の猶予等を受けることはできません。

《ご利用が可能な税金の種類等》

- ✓ 利用可能税目……全ての税目
(ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用できない税目があります。)
- ✓ 利用可能額……1度の手続につき、1,000万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額(決済手数料含む)
- ✓ 利用可能なクレジットカード……Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD



✿納付手続✿

① 専用サイトへの入力情報の準備

納付する税目や金額の分かるもの(確定申告書等)と、利用するクレジットカードをご用意してください。

② 専用サイトへのアクセス

インターネットの利用が可能なパソコン、スマートフォン及びタブレット端末から、納付委託者が運営する「国税クレジットカードお支払いサイト」へアクセスします。



「国税クレジットカードお支払いサイト」はこちら

新登場!

スマホアプリ納付

国税庁長官が指定した納付受託者が運営するスマートフォン決済専用の Web サイトから、納税者が利用可能な Pay 払い(〇〇ペイ)を選択して納付する手続です。



《便利に利用できる方》

- ✓ インターネットに接続できるスマートフォンをお持ちの方
- ✓ 利用可能な Pay 払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録がされている方



《納付手続に必要となるもの》

- ✓ スマートフォン



《ご利用に当たっての注意事項等》

- ✓ 手数料……不要です。
- ✓ 領収証書……発行されません。
- ✓ アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。

《ご利用が可能な税金の種類等》

- ✓ 利用可能税目……全ての税目
(ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。)
- ✓ 利用可能額……一度につき 30 万円(ただし、利用する Pay 払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。)
- ✓ 利用可能な Pay 払い……PayPay、d 払い、au PAY、LINE Pay、メルペイ、Amazon Pay



✿納付手続✿

- ① 専用サイトへの入力情報の準備
納付する税目や金額の分かるもの(確定申告書等)と、利用するスマートフォンをご準備ください。
- ② 専用サイトへのアクセス
インターネットの利用が可能なスマートフォンから、納付受託者が運営する「国税スマートフォン決済専用サイト」へアクセスします。
- ③ 専用サイトで納付手続
「国税スマートフォン決済専用サイト」でご利用になる Pay 払いを選択し、納付の手続を行います。



スマホアプリ納付の詳細と
「国税スマートフォン決済専用サイト」はこちら
(「国税スマートフォン決済専用サイト」は
スマートフォンからアクセスしてください。)